○大学院長期履修規程

平成 22 年 3 月 17 日 第 13 回研究科委員会 改正 平成 27 年 4 月 1 日 改正 令和 2 年 10 月 1 日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学大学院学則(以下「学則」という。)第27条に規定 する長期にわたる教育課程の履修(以下「長期履修」という。)について必要な事項を定め る。

(申請の資格)

第2条 長期履修を申請できる者は、博士課程に在学し、長期履修を希望する者とする。

(申請手続等)

- 第3条 長期履修を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、別に定める期間内に学 長に申請しなければならない。
 - (1) 長期履修申請書(様式第1号)
 - (2) 理由書(様式第2号)

(許可)

- 第4条 長期履修の許可等は、研究科委員会の意見を聴き、学長が行う。
- 2 長期履修を許可した場合は、長期履修許可書(別紙様式3)により通知するものとする。

(長期履修の期間)

第5条 長期履修できる期間は、博士前期課程は3年、博士後期課程は4年とする。なお、長期履修を許可された者は、博士前期課程は3年未満、博士後期課程は4年未満での修了は認めないこととする。

(授業料)

- 第6条 長期履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)の授業料は、別に定める。
- 2 長期履修学生として許可された履修期間を超えた場合の授業料は、この制度を利用しない 学生と同様の授業料を適用する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか,長期履修に関し必要な事項は,研究科長が別に定める。

付 則

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。